

道営住宅入居者募集

今回募集する道営住宅

	団地	間取	(㎡)	階
一般世帯向け	鳥里団地2号棟	3LDK	74.90	3階
	鳥里団地3号棟	3LDK	78.70	1階
	鳥里団地4号棟	3LDK	78.70	2階
	新町団地	3LDK	71.70	2階
単身向け	鳥里団地1号棟	3LDK	78.70	1階
	鳥里団地1号棟	3LDK	78.70	1階

申込の受付期間・場所

期間	5月18日(日)～5月20日(火) (10時～16時 ※最終日のみ19時まで)
場所	町民会館 (18・20日:会議室3、19日:会議室1)

〈問合先〉道営住宅指定管理 有限会社 藤原工産 (☎0152-45-3161) / 建設課 公営住宅グループ (☎77-6552)

水道メーター取り替えのお願い

使用期間8年を経過する前に水道メーターの取り替えを実施しています。該当するご家庭等には、町が交付した証明書を携行した委託業者が訪問し、取替工事を実施します。

お願い

次のような場合は、水道メーターの取り替えが困難となりますので、訪問した委託業者にご相談ください。

- 建物の増改築などで、水道メーターが建物の中にある
- 建物と塀の間に水道メーターがあるが、狭くて人が入れない
- 舗装で水道メーターが埋設されている
- 庭木などの移転が必要となる

また、水道メーターの周りで次のような工事等を行う場合は、今後水道メーター取り替え時に支障となり、移設等が必要となりますので、事前にご相談ください。

- 水道メーター周辺での土盛りや舗装、ロードヒーティングの設置
- 水道メーター上への建物、工作物の設置

〈問合先〉上下水道課 営業グループ (☎77-6554・窓口14番)

申込条件

- 住宅に困窮している方
- 同居または同居予定の親族（婚約者含む）のある方
- 年間総収入額が収入基準以下の世帯
- 道公営住宅の家賃・駐車場使用料などの滞納のない方

提出書類

- 北海道営住宅入居申込書（藤原工産のホームページからダウンロードできます）
- 収入を証明できるもの（最新の源泉徴収票、所定様式の給与証明書、年金振込通知書など）
- 世帯を確認できるもの（保険証の写しなど）※印鑑をご持参ください。

抽選の実施

日時：5月28日(水) 10時
場所：町民会館 1階 会議室3

全町一斉清掃 ごみゼロ清掃活動を実施します

きれいな街をつくるため、年3回全町的な一斉清掃を実施していますが、ごみゼロ(530)の日に近い、5月25日(日)に清掃活動を行います。

雪解け以降、草木が生い茂る時期になりますので、道路や公園等の清掃活動にご協力をお願いします。

実施日 5月25日(日)
※特に清掃時間の時間指定は行いません。各自での清掃活動にご協力をお願いします。

〈問合先〉環境管理課 環境衛生グループ (☎77-6550)

（訂正とお詫び）

ページID: 1166

広報4月号の12ページに掲載の「住宅耐震改修等補助金」におきまして、受付期間に誤りがございました。訂正してお詫びします。

正しい受付期間は
令和7年4月1日(火)から令和7年9月12日(金)になります。

〈問合先〉建設課 建築グループ (☎77-6553・窓口13番)

給付金の受付は5月30日まで

非課税世帯給付金	物価高騰臨時支援給付金	子育て世帯臨時特別給付金
■ 対象者 （次の両方に当てはまる方） ① 令和6年12月13日（基準日）において、美幌町に住民登録があること ② 世帯全員が令和6年度住民税が非課税であること ※住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外	■ 対象者 ① 令和6年12月13日（基準日）において、美幌町に住民登録があること ② 令和6年度非課税世帯への給付金を受けない世帯のうち、所得が858万円以下（扶養の人数により変動）の世帯	■ 対象者 ① 令和6年12月13日（基準日）において、美幌町に住民登録があること ② 世帯に18歳以下のお子様があり、令和6年度非課税世帯への給付金を受けない世帯
■ 支給額 1世帯当たり3万円（18歳以下のお子様がいる場合は1人当たり2万円を加算）	■ 支給額 ① 住民税均等割のみ課税世帯 1世帯当たり2万円 ② 住民税所得割課税世帯（住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯も含む） 1世帯当たり1万円	■ 支給額 お子様1人当たり2万円
〈問合先〉社会福祉課 民生障がい福祉グループ (☎77-6540・窓口5番)		

民生委員児童委員活動強化週間

民生委員児童委員は、地域の皆様の暮らしを応援するため、国から委嘱されて活動しています。地域の子ども、介護、その他心配ごと等を皆さんと一緒に考え、サポートしています。お住まいの地域の民生委員児童委員が知りたい等、ご質問がありましたらお問い合わせください。

- 民生委員児童委員の主な活動
- ・ 高齢者や子育て家庭の居場所・仲間づくりの運営協力
 - ・ ひとり暮らしの高齢者や子育て家庭など、地域にお住まいの皆様の困りごとなどの相談
 - ・ 登下校時の子どもたちの見守り活動
 - ・ 行政や関係機関との定期的な情報共有
 - ・ 危険な場所の点検や避難訓練などへの協力



〈問合先〉社会福祉課 民生障がい福祉グループ (☎77-6540)

日本年金機構(年金事務所)からのお知らせ

令和7年度の国民年金保険料額は、国民年金法において定められている金額に、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく保険料改定率を乗じ、次のとおりとなりました。

- 保険料月額
- 17,510円
- 支払方法
- 口座振替
- 口座振替を利用すると金融機関等に行く手間と時間が省けます。さらに「早割」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。
- クレジットカード納付
- 年金事務所に申込み、継続的にクレジットカード会社から立替納付を行うものです。さらに「前納」で納めると、保険料が割引されます。
- 電子納付
- ペイジー・インターネットバンキング・スマートフォン決済等もご利用いただけます。

〈問合先〉北見年金事務所 (☎0157-25-9635)